

京都西山短期大学研究倫理委員会規程

第1条 京都西山短期大学（以下「本学」という。）に、京都西山短期大学研究倫理規程第2条第2項に基づき、京都西山短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択）の趣旨に沿い、本学の教職員、学生、その他本学において研究に携わる者が人を対象とする研究を行う場合に、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の各種指針に基づき、個人の尊厳、人権の尊重及び個人情報の保護などの倫理的配慮が適切になされているかどうかにつき、審査することを目的とする。

（審査事項等）

第3条 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 倫理的観点による研究計画の審査
- (2) その他研究倫理（研究費の不正使用等に関する事項は除く。）に関すること。

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学科長
 - (2) 学長が指名する教授又は准教授 2名
 - (3) 事務局長
 - (4) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の委員は、性の多様性および研究分野を考慮して学長が指名する。
- 3 学科長が申請者となった場合は、学長はその他の教授又は准教授1名を指名する。

（任期）

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

（委員長等）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第8条 委員会は、定員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の合意で決する。

（申請と報告）

第9条 人を対象とする研究で、倫理審査を要する行為を行おうとする実施責任者は、研究計画（変

更) 審査申請書(様式第1号)および別に定める書類により、委員長に審査を申請しなければならない。また、承認された研究計画を変更する場合についても同様とする。

2 委員長は、審査終了後速やかに、その結果を学長に報告するとともに、研究計画(変更)審査結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(再審査)

第10条 申請者は、審査の結果に異議があるときは、研究計画再審査申請書(様式第3号)により、再審査を求めることができる。

2 委員長は、再審査終了後速やかに、その結果を学長に報告するとともに、研究計画再審査結果通知書(様式第4号)により、申請者に通知しなければならない。

(迅速審査)

第11条 委員長は、次の場合、委員長が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)をもって、委員会の審査とすることができる。なお、「介入」「侵襲」「軽微な侵襲」の定義は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」による。

- (1) 研究計画の軽微な変更
- (2) 他の研究機関との共同研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関での倫理審査を受け、承認された研究計画を実施しようとする場合
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないもの

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(記録及び保存)

第13条 審査の経過および決定は記録として保存し、委員会が必要と認める場合は、これを公表することができる。この際、個人のプライバシーを確保しなくてはならない。

(事務)

第14条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(改廃)

本規程の改廃は、研究倫理委員会及び教授会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和5年5月24日より施行する。